

## 暮らしサポート



消費生活に関する  
問合せ・相談は消費  
生活センターへ

## 「自分だけは大丈夫」と 思っていないですか？

消費者トラブルは  
悩まず早めに相談を！

美浦村でも同様の事例が確認されています。過去の見守り新鮮情報から注意喚起いたします!!

### 見守り 新鮮情報①

#### 新型コロナを口実にATMへ誘導する還付金詐欺！

《事例1》「3万円の還付金がある」と役所を名乗る電話があり、口座のある銀行名を聞かれ答えた。その後、その銀行を名乗り「新型コロナの影響で65歳以上は銀行に入れないのでショッピングセンターのATMに行くように」と電話があった。不審だ。(当事者：60歳代 女性)

《事例2》役場を名乗る電話があり「介護保険料の返金がある。新型コロナの影響で返金期限が早まり手続きは本日までだ。携帯電話と通帳を持って銀行のATMへ行き、指定の電話番号に電話し指示どおりに操作するように」と言われたが詐欺ではないか。(当事者：60歳代 女性)

#### 【ひとこと助言】

役所などの公的機関や金融機関の職員が還付金手続きのためにATMの操作をするよう連絡することは絶対にありません。「お金が返ってくるのでATMに行くように」という電話があったら還付金詐欺です。相手にせず、すぐに電話を切ってください。新型コロナを口実にしてATMへ誘導する手口もみられます。心当たりがあっても、指示された番号に電話はかけず、役所の担当部署に確認してください。

### 見守り 新鮮情報②

#### 不用品買い取りのはずが貴金属を買い取られた！

「どんなものでもいいから女性用衣類を売ってほしい」と女性から電話があり、来訪を承諾した。後日来訪があり、着物類を見せたが「アクセサリや金貨はないか」と男性にせかされ、慌てて叔母の形見や亡夫からもらった指輪等の貴金属を出した。すると合計1,200円の明細書とお金を渡され、物品を持ち帰られた。貴金属を出してしまったことを後悔している。取り戻したい。(当事者：70歳代 女性)

#### 【ひとこと助言】

買い取り事業者が、事前に買い取りを承諾していない物品を突然売るように要求したり、消費者の自宅を突然訪問して勧誘したりすることは禁止されています。売るつもりのない貴金属等の売却を迫られても、物品を見せず、きっぱり断りましょう。必ず契約書を受け取り、すぐに物品の種類、買い取り価格、買い取り業者の名称、連絡先などを確認しましょう。買い取り業者の訪問を受ける場合は、できるだけ一人で対応せず、信頼できる人に同席してもらいましょう。クーリング・オフできる場合があります。困ったときは、すぐにお住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください(消費者ホットライン188)。

～以上2件、国民生活センター「見守り新鮮情報」より抜粋～

### 司法書士による無料相談

司法書士会より司法書士相談員が派遣され、登記・相続・消費生活に関する相談が無料で受けられます。相談の2日前までにご予約下さい。

【開催日時】9月2日(金)午前9時30分から11時30分まで

【会場・受付】美浦村消費生活センター

### 消費生活に関する相談は

◇村消費生活センター(消費生活相談全般) ☎885-7141(直通)

月・水・木・金 午前9時～正午、午後1時～4時

(相談の受付は、午前は11時30分、午後は3時30分まで。)

※相談員が不在の場合がありますので、電話でご確認ください。

◇消費者ホットライン(全国共通) ☎188 ※3桁で繋がります。

◇県警悪質商法110番(訪問販売や悪質業者に絡む各種相談)

午前8時30分～午後5時15分 ☎029-301-7379